明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一〇）　一
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**六五～六八、七一）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**六九）　七
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**七〇）　八
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五二五）　二
○枕崎飛行場の飛行場灯火について供用の廃止があった件（**国土交通**二一六）　二
○枕崎飛行場の供用廃止の件（**同**二一七）　二
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**二一八）　三
○那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**二一九）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　三
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
型式住宅部分等製造者の認証関係　一七
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一九
会社その他
会社決算公告　二〇

省　令

○農林水産省令第十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項第二号及び第二十二条第二項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

農林水産大臣　林　芳正

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一ブラキスコメの項の次に次のように加える。

ブリグハミア　インシグニス	Brighamia insignis A. Gray	草花

別表第一ケラトスティグマ　ウィルモッティアヌム（るりまつりもどき）の項の次に次のように加える。

ケレウス	Cereus Mill.	草花

別表第一シクラメンの項の次に次のように加える。

つたがらくさ	Cymbalaria muralis G. Gaertn. et al.	草花

別表第一かきの項中「かき」を「かきのき」に、やまももそうの項中「Gaura lindheimeri Engl. & Gray」を「Gaura L.」に改め、リナリアの項の次に次のように加える。

やぶらん	Liriope Lour.	草花

別表第一ロマンドラ　ロンギフォリアの項中「Lomandra longifolia」を「Lomandra longifolia Labill.」に改め、ストックの項の次に次のように加える。

はりつるまさき	Maytenus diversifolia (Maxim.) Ding Hou	観賞樹

別表第一おしろいばなの項の次に次のように加える。

すすき	Miscanthus Andersson	草花

別表第一しゃくやくの項を次のように改める。

しゃくやく	Paeonia lactiflora Pall.	草花

別表第一あかまつの項の次に次のように加える。

ごようまつ	Pinus parviflora Siebold & Zucc.	観賞樹

別表第一さくらの項の次に次のように加える。

すもも（日本すももを除く。）	Prunus L.	果樹
	Prunus cerasifera Ehrh.	果樹
	Prunus domestica L.	果樹

別表第一すももの項中「すもも」を「日本すもも」に改め、はなかんざし（ローダンセ）の項の次に次のように加える。

ローダンセマム	Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	草花